

株 主 各 位

大阪市北区梅田一丁目8番17号
株式会社 スタジオアリス
代表取締役社長 牧 野 俊 介

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年5月27日（月曜日）午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年5月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪20階 名庭（なにわ）の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第45期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.studio-alice.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、こちらの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 開会時刻間際は受付が大変混雑いたします。受付開始時刻は午前9時を予定しておりますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自2018年3月1日
至2019年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、個人消費は緩やかながら回復基調で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは、主力であることも写真事業において、競合他社との差別化の更なる強化を図り、お客様に選んでいただけるお店になるための取り組みを行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高が39,643百万円、営業利益4,106百万円、経常利益4,122百万円であり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、2,036百万円となりました。

なお、前連結会計年度は、決算期の変更により、2017年1月1日から2018年2月28日までの14ヶ月間となっております。そのため、前年度比については記載しておりません。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

(写真事業)

写真事業は、更なる需要拡大とシェア拡大を図るため、小学校卒業袴レンタル実施店舗を全店に拡大し小学校卒業撮影の件数獲得に努めたほか、生後3ヶ月から1歳1ヶ月の赤ちゃんを対象とした「着ぐるみカーニバル」を実施し、赤ちゃん撮影の獲得を図りました。年間売上高の約4割を占める七五三撮影においては、前年度に引き続き、「七五三キャンペーン」および「七五三お出かけ着物レンタル」の実施に加え、お子様と一緒に和装でお写真をお撮りいただくことができる「パパママ着物フォトプラン」の実施等により、更なる撮影件数の獲得に努めました。また、スクールフォト事業においては、幼稚園・保育園で行われる運動会や遠足等の多くの行事に向いて撮影を行い、売上高の向上に努めました。そのほか、スマートフォン向けアプリとして日常の写真を思い出ごとに簡単に整理できる

「グロースナップ」の配信を開始いたしました。

国内こども写真館の出店状況は、移転10店舗を含み18店舗出店、退店6店舗を行い、ショッピングセンター内の区画移動・増床を含む改装を44店舗実施いたしました。

その結果、当連結会計年度末の店舗数は、国内こども写真館512店舗（直営店舗502店・フランチャイズ店舗10店）、韓国の子会社におけるこども写真館2店舗を含め、514店舗となっております。

以上の結果、写真事業の売上高は39,469百万円、セグメント利益は4,367百万円となりました。

（衣装製造卸売事業）

衣装製造卸売事業は、連結子会社の株式会社豊匠及びその子会社である上海豊匠服飾有限公司において、当社向け衣装の更なる生産効率の向上によるコスト低減を図るとともに、京都府京丹後市に開設した和装縫製工場において、当社向け和装衣装の生産を開始いたしました。また、成人振袖レンタル事業の売上規模拡大を図るべく、常設店舗での展示予約会やその店舗を起点とした各地の商業施設並びに当社店舗等での期間限定展示予約会の実施に加え、認知度向上を目的とした大型商業施設でのファッションショーを開催するなど、成約件数の獲得に努めました。

以上の結果、衣装製造卸売事業の売上高は1,682百万円、セグメント利益は34百万円となりました。

事業別	売上高	構成比
写真事業	39,438百万円	99.5%
衣装製造卸売事業	205百万円	0.5%
合計	39,643百万円	100.0%

- (注) 1. 売上高については、セグメント間の内部取引消去後の数値を記載しております。
2. 前連結会計年度は、決算期の変更により、2017年1月1日から2018年2月28日までの14ヶ月間となっております。そのため、前年度比については記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました企業集団の設備投資の総額は4,246百万円でありました。

写真事業においては、新規出店及び既存店の移転・改装・設備に3,131百万円、写真生産施設・機械・設備等に1,073百万円の設備投資を実施しました。

衣装製造卸売事業においては、衣装製造工場・機械・設備等に41百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

①写真事業

写真事業において最も重要な課題は、当社を取り巻く事業環境の変化に適応し克服するため、事業展開の方向性を定め、競合他社との優位性を確立し、より多くのお客様から圧倒的な支持を得ることです。

これら課題に対処するため、次年度は「第3創業期」を経営方針に掲げ、全従業員が初心に帰り、一人でも多くのお客様のお役に立ちたいという精神のもと、既存の撮影項目の強化を図りつつ新たなマーケットを創造していく一方、接客を含む店舗業務や店舗をサポートする本部業務のあり方、費用の使い方を再確認し、更なる費用の適正化に取り組んでまいります。また、今後の成長基盤となるEコマースやスクールフォト事業へ経営資源を投入し、収益の拡大を図ってまいります。

女性活躍推進法への対応につきましては、元々、当社の全従業員に占める女性比率は90%以上、女性管理職比率は約80%となっており、既にこどもが10歳になるまで利用できるショートタイム勤務制度の導入や、退職した業務経験者が臨時的に応援勤務をするサポートメンバー制度の導入など、女性が仕事と家庭の両立を図りやすい仕組み作りを行っております。また、希望によりスタジオ専門職幹部から総合職へ移行し、将来の経営幹部を目指すことができる制度を採用する等、女性従業員がやりがいや生きがいを持って活躍できる制度や仕組み作りを行っておりますが、更に女性従業員がやりがいや生きがいを持って成長できる制度・仕組み作りを目指してまいります。

②衣装製造卸売事業

主力である写真事業向け衣装の更なる生産コストの低減を図っていくとともに、現在、中国現地法人の縫製工場で製造している和装衣装を国内工場へ順次移管してまいります。また、成人振袖レンタル事業においては、スタジオアリスグループの経営資源を投入し、収益向上を図ってまいります。

③当社グループ全体

「金融商品取引法」に制定された「財務報告の信頼性確保」のため、当社グループ全体で同法が要請する内部統制体制の運用、改善に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

	2015年度 第42期	2016年度 第43期	2017年度 第44期	2018年度 (当期)第45期
売 上 高(千円)	38,141,831	38,719,028	43,056,677	39,643,803
経 常 利 益(千円)	5,336,364	5,477,127	3,846,833	4,122,629
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	2,709,175	3,015,318	1,705,574	2,036,832
1株当たり当期純利益 (円)	159.51	177.54	100.42	119.93
総 資 産(千円)	28,087,299	30,484,919	30,537,998	34,775,333
純 資 産(千円)	19,755,262	22,095,345	23,086,078	24,340,461

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

	2015年度 第42期	2016年度 第43期	2017年度 第44期	2018年度 (当期)第45期
売 上 高(千円)	37,379,509	37,869,488	41,707,410	38,152,430
経 常 利 益(千円)	3,554,017	3,780,789	2,391,962	3,186,987
当 期 純 利 益(千円)	1,701,699	2,063,444	882,879	1,557,127
1株当たり当期純利益 (円)	100.19	121.49	51.98	91.68
総 資 産(千円)	21,621,714	22,845,395	21,791,797	24,904,208
純 資 産(千円)	13,392,246	14,691,264	14,730,786	15,438,533

(注) 第44期につきましては、決算期の変更により、2017年1月1日から2018年2月28日までの14ヶ月間となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年2月28日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社JVIS	328,100千円	88.6%	画像データの加工・プリント出力
株式会社豊匠	50,000千円	100.0%	衣装等の企画・製造・販売等
上海豊匠服飾有限公司	24,349千人民元	100.0% (100.0%)	縫製工場

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

写真事業及び衣装製造卸売事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年2月28日現在)

区分	名称	所在地
当社	本社・本部	大阪市北区
	東京事務所	東京都千代田区
子会社	株式会社JVIS： 本社・東京デジタルソリューションセンター	東京都八王子市
	株式会社JVIS： 大阪デジタルソリューションセンター	堺市堺区
	株式会社豊匠：本社	京都市伏見区
	株式会社豊匠：工場	京都府京丹後市
	上海豊匠服飾有限公司：本社・上海工場	中華人民共和国上海市

【地域別写真館店舗数】

区 分	地 域	直 営 店 舗	F C 店 舗	
写 真 館	国 内 (注2)	北 海 道	19	—
		東 北	33	1
		関 東	226	9
		中 部	44	—
		近 畿	89	—
		中 国	26	—
		四 国	13	—
		九 州	52	—
		国 内 計	502	10
	海 外	韓 国	—	2 (注1)
	海 外 計	—	2	

(注) 1. 韓国店舗は、当社の子会社スタジオアリスコリア・カンパニー・リミテッドが経営しております。

2. 地域別の店舗数は、当社の運営部区分別で集計しております。

(9) 従業員の状況 (2019年2月28日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,643名	20名減

(注) 上記従業員数の中には、契約社員及び短期アルバイト2,863名(期中平均8時間換算)は含まれておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,335名	26名減	31.3歳	7.5年

(注) 上記従業員数の中には、契約社員及び短期アルバイト2,495名(期中平均8時間換算)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2019年2月28日現在)

該当事項はありません。

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2019年2月7日開催の取締役会において、富士フイルム株式会社との間で資本提携を伴う事業提携契約を締結することを決議し、同日付で富士フイルム株式会社と写真関連事業を更に強化していくことを目的とした事業提携契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,888,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,984,168株 (自己株式201,482株を除く)
 (3) 株主数 24,482名 (前期末比3,350名増)
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 ト ー ラ ン ス ・ ジ ャ パ ン	4,500,000	26.50
本 村 昌 次	2,312,700	13.62
富 士 フ ィ ル ム 株 式 会 社	645,000	3.80
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	477,900	2.81
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	454,500	2.68
ス タ ジ オ ア リ ス 従 業 員 持 株 会	382,549	2.25
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	353,900	2.08
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	288,400	1.70
本 村 惠 子	262,000	1.54
山 本 滋	201,760	1.19

(注) 1. 持株比率は自己株式(201,482株)を控除して計算しております。

2. 当社は2019年2月7日付で富士フィルム株式会社との間で資本提携を伴う事業提携契約を締結いたしました。また、同日付で株式会社トーランス・ジャパン538,000株、本村昌次氏1,800,000株、本村恵子氏262,000株、本村初江氏200,000株、合計2,800,000株の株式譲渡契約を各売主と富士フィルム株式会社との間で締結し、2019年3月15日付で富士フィルム株式会社への株式譲渡を実行しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
本村昌次	取締役会長	
牧野俊介	取締役社長(代表取締役)	スタジオアリスコリア・カンパニー・リミテッド 代表取締役社長
宗岡直彦	専務取締役(管理本部長兼 人事部長)	株式会社アリスキャリアサービス 代表取締役社長
山本浩子	常務取締役(商品本部長)	
川村廣明	取締役	
田中和幸	取締役	株式会社JVIS常務取締役
高橋通	取締役	
三宅順二郎	取締役(監査等委員・常勤)	
竹内定夫	取締役(監査等委員)	ふじ総合会計・法律事務所 公認会計士、税理士
雨宮沙耶花	取締役(監査等委員)	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士

- (注) 1. 取締役高橋通氏並びに、取締役(監査等委員)三宅順二郎氏、竹内定夫氏及び雨宮沙耶花氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)三宅順二郎氏は、大会社において財務部門担当の取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)竹内定夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)三宅順二郎氏並びに取締役(監査等委員)竹内定夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

7. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
牧野俊介	専務取締役 営業本部長	代表取締役社長兼 営業本部長	2018年10月10日
川村廣明	代表取締役社長	取締役	2018年10月10日
宗岡直彦	常務取締役 管理本部長	専務取締役 管理本部長	2018年10月10日
山本浩子	取締役 新規事業本部長	常務取締役 新規事業本部長	2018年10月10日
牧野俊介	代表取締役社長兼 営業本部長	代表取締役社長	2019年2月1日
山本浩子	常務取締役 新規事業本部長	常務取締役 商品本部長	2019年2月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （2名）	158,020千円 （11,100千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	20,400千円 （20,400千円）
合計 （うち社外取締役）	11名 （5名）	178,420千円 （31,500千円）

- (注) 1. 上記には、2018年5月29日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）竹内定夫氏は、ふじ総合会計・法律事務所を主宰する公認会計士であります。当社と同会計・法律事務所の間には顧問契約等はありません。

取締役（監査等委員）雨宮沙耶花氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であります。当社は同弁護士法人と法律顧問契約を締結しております。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 橋 通	2018年5月29日就任以降、当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を行いました。
取 締 役 (監査等委員)	三 宅 順二郎	当期開催の取締役会24回のうち23回、監査等委員会13回のうち13回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を行いました。
取 締 役 (監査等委員)	竹 内 定 夫	当期開催の取締役会24回のうち20回、監査等委員会13回のうち13回出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行いました。
取 締 役 (監査等委員)	雨 宮 沙耶花	当期開催の取締役会24回のうち20回、監査等委員会13回のうち13回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額 34,300千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
34,300千円

(注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、契約において明確に区別せず、かつ実質的にも区別できないため、合わせて開示しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社並びにこれらの全役職員が法令及び定款を遵守するために、子会社を含めた全役職員にコンプライアンスに関する方針を周知徹底させます。
- ②当社は、コンプライアンス意識の向上と経営方針等の共有を図るため、経営方針書（経営方針・経営理念・コンプライアンス等記載）を当社及び子会社の役職員に配布しております。
- ③当社及び子会社のコンプライアンスに係る内部通報の状況をモニタリングすることにより、コンプライアンス体制が機能している状態を確認します。
- ④当社は、経営意思決定機関として取締役会及び経営会議を設け、取締役会は月1回以上、経営会議は原則として月2回以上開催しております。
- ⑤これらの会議体では、構成員が取締役会から委任又は任命された業務について、計画提案、執行報告等の業務報告を行い、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。
- ⑥監査等委員である取締役は、経営会議等の重要会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部室長の業務報告等を確認し、必要により意見を述べ、助言を行っております。
- ⑦法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問契約を締結している弁護士、税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項を考慮した上で意思決定を行うこととしております。

②当社及び子会社の社内外で発生する緊急事態に対しては、緊急対策マニュアルを定め、緊急連絡体制を整備するとともに、その程度により、代表取締役又は担当取締役を責任者とする緊急対策本部を設置して対処し、損害を未然に防止し、又は最小限にとどめられるようにしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び子会社において、委任又は任命された業務遂行を行う取締役、部長は、事前に経営計画、予算編成、業務計画を提案し、取締役会及び経営会議等の審議・検討を経て、その承認のもとに業務執行を行っております。
- ②業務執行の結果については、必要により、経営会議等にて経過説明・状況報告を行い、構成員の質疑、助言、修正提案を受け、業務執行の統制により、効率的に行われることを確保しております。
- ③経営実績をベースに3ヶ年の中期経営計画を策定し、当該計画に従って業務が遂行されるよう取締役会及び経営会議等において定期的に遂行状況を確認しております。

(4) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

取締役会、経営会議等における構成員の業務計画、経過報告、業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社等の代表取締役が、取締役会又は経営会議にて経営計画、経過報告、財務報告等の重要な報告を行い、その構成員からの指摘、助言、追加提案等を受けております。
- ②経営企画室に関係会社管理担当を設置し、業務執行の状況を把握できる体制を構築するとともに、子会社等に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。
- ③法令に関する事項や契約事項についても、総務部において相談窓口を設け、子会社の業務執行に必要な事項に対して顧問弁護士等の専門的な判断を提供しております。

- ④当社との正確で適正な連結決算ができる体制整備を通じてその連結決算の作成、開示を行うとともに、緊急事態が発生した場合に直ちに連絡・通報が行われ、必要な対応が行える体制を整えております。
- (6) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**
当社は、内部監査室に所属する使用人が、監査等委員会の職務を補助する使用人を兼務することとし、監査等委員会が当該補助使用人に対し、必要に応じて指示・命令をし、監査等委員会に報告する体制としています。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査等委員会は、監査等委員会を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲罰に関しては意見を述べることができ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）はこれを尊重します。
- (8) **当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人等が監査等委員会に報告する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制**
- ①当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告します。
- ②当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人は、監査等委員会が監査に必要な範囲で業務執行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力します。
- ③当社は、本項①の報告者に対し報告を理由とした不利益な取り扱いを行わない旨を、当社及び子会社に適用されるヘルプライン規程（コンプライアンスに係る内部通報窓口の利用規程）に定めて徹底します。

(9) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査等委員会の職務に必要なと認められる場合を除き、当社が当該費用又は債務を処理しております。
- ② 当社は、監査等委員である取締役が職務執行に必要なと判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認めております。

(10) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は取締役会及び経営会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部室長の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、その都度、必要により、意見を述べることにより、監査の実効性を確保しております。
- ② 監査等委員である取締役は毎月1回以上監査等委員会を開催し、内部監査室より報告書を受取り、必要により、取締役会・経営会議等にて意見を述べております。
- ③ 監査等委員である取締役は会計監査人から年2回以上、会計監査の状況及び結果の報告を受けるとともに、意見を交換して会社の適正な会計処理を確認しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 企業の倫理的使命として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
- ② 総務部を対応統括部署とし、関係部署と協議、対応しております。また、平素から警察当局や弁護士との連携を深め、企業防衛連合協議会に参加するなど情報収集にあっております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育を定期的を実施しており、当社及び子会社並びにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社役職員及びその家族にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社及び子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク一覧表及びリスク検討リストを作成し、当社のリスクに関する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員である取締役は、経営会議その他重要会議への出席を通じて、内部監査室が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、業績を勘案しながら、配当性向については親会社株主に帰属する当期純利益の33.3%を目標に、安定的な利益還元に努めることを基本方針とする一方、財務体質の安定強化と将来の成長につながる投資等に備えるための内部留保にも意を用いてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,432,726	流 動 負 債	6,462,096
現金及び預金	12,426,638	買掛金	226,260
受取手形及び売掛金	758,476	未払費用	1,088,605
商品及び製品	366,412	リース債務	1,152,078
仕掛品	237,649	未払法人税等	1,180,231
原材料及び貯蔵品	1,054,807	賞与引当金	129,858
繰延税金資産	224,192	その他	2,685,062
その他	1,396,405	固 定 負 債	3,972,774
貸倒引当金	△31,855	退職給付に係る負債	1,046,810
固 定 資 産	18,342,607	リース債務	1,131,176
有 形 固 定 資 産	12,621,638	資産除去債務	1,679,836
建物及び構築物	8,250,025	その他	114,950
機械装置及び運搬具	721,756	負 債 合 計	10,434,871
工具、器具及び備品	956,931	純 資 産 の 部	
土地	1,100,887	株 主 資 本	23,171,033
リース資産	1,500,626	資本金	1,885,950
建設仮勘定	91,411	資本剰余金	2,055,449
無 形 固 定 資 産	1,307,295	利益剰余金	19,505,786
のれん	3,533	自己株式	△276,152
その他	1,303,762	その他の包括利益累計額	100,548
投資その他の資産	4,413,672	為替換算調整勘定	100,548
投資有価証券	22,000	非 支 配 株 主 持 分	1,068,880
敷金及び保証金	3,408,898	純 資 産 合 計	24,340,461
繰延税金資産	931,759	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,775,333
長期貸付金	255,000		
その他	26,077		
貸倒引当金	△230,063		
資 産 合 計	34,775,333		

連結損益計算書

(自2018年3月1日
至2019年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		39,643,803
売 上 原 価		28,361,411
売 上 総 利 益		11,282,391
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,175,884
営 業 利 益		4,106,506
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,204	
受 取 家 賃	22,581	
受 取 補 償 金	19,063	
雑 収 入	32,348	76,198
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,256	
為 替 差 損	5,797	
店 舗 解 約 損	24,490	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,063	
雑 損 失	9,467	60,075
経 常 利 益		4,122,629
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	601	601
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	237,874	
減 損 損 失	468,127	706,002
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,417,229
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,070,349	
法 人 税 等 調 整 額	233,656	1,304,005
当 期 純 利 益		2,113,223
非支配株主に帰属する当期純利益		76,390
親会社株主に帰属する当期純利益		2,036,832

連結株主資本等変動計算書

（ 自2018年3月1日
至2019年2月28日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年3月1日（残高）	1,885,950	2,055,449	18,318,165	△275,983	21,983,580
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△849,211		△849,211
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,036,832		2,036,832
自己株式の取得				△168	△168
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,187,621	△168	1,187,452
2019年2月28日（残高）	1,885,950	2,055,449	19,505,786	△276,152	23,171,033

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年3月1日（残高）	110,007	110,007	992,489	23,086,078
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△849,211
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,036,832
自己株式の取得				△168
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△9,459	△9,459	76,390	66,931
連結会計年度中の変動額合計	△9,459	△9,459	76,390	1,254,383
2019年2月28日（残高）	100,548	100,548	1,068,880	24,340,461

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 …………… 3社

(2) 連結子会社の名称 …… 株式会社JVIS

株式会社豊匠

上海豊匠服飾有限公司

非連結子会社 株式会社アリスキャリアサービス及びスタジオアリスコリア・カンパニー・リミテッドは、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社 株式会社アリスキャリアサービス、スタジオアリスコリア・カンパニー・リミテッドは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、上海豊匠服飾有限公司（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、上海豊匠服飾有限公司については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

輸入材料 ……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品 ……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品 ……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 ……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外のたな卸資産 …最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～39年

機械装置及び運搬具 2～12年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5年～10年）にわたって均等償却を行うこととしております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括費用処理をしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ③ 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 13,891,506千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 17,185,650株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2018年5月29日開催の第44期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	849,211千円
(2) 1株当たり配当額	50円
(3) 基準日	2018年2月28日
(4) 効力発生日	2018年5月30日

3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2019年5月28日開催予定の第45期定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	849,208千円
(2) 配当金の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	50円
(4) 基準日	2019年2月28日
(5) 効力発生日	2019年5月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。

なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式であります。非上場株式及び長期貸付金は、関係会社等への出資及び貸付であり、当該企業の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、当連結会計年度における当社グループ各社の課税所得に係るものであり、すべて1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、取引先の信用状況を把握し、期日管理及び残高管理を行っております。売掛金については、一般消費者（不特定多数）を顧客にしているため、各担当者が期日及び残高を管理する適切な債権管理を実施しております。

敷金及び保証金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

② 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、関係会社に対するものであり、定期的に関係会社の財務状況等を把握した上で保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,426,638	12,426,638	—
(2) 受取手形及び売掛金	758,476		
貸倒引当金（*1）	△31,855		
	726,620	726,620	—
(3) 長期貸付金	255,000		
貸倒引当金（*2）	△222,000		
	33,000	53,906	20,906
(4) 敷金及び保証金	3,408,898	3,412,092	3,194
資産計	16,595,157	16,619,258	24,100
(1) 買掛金	226,260	226,260	—
(2) 未払法人税等	1,180,231	1,180,231	—
(3) リース債務	2,283,254	2,277,383	△5,870
負債計	3,689,746	3,683,876	△5,870

（*1）受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、与信管理上の信用リスクを加味し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、連結貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社及び関連会社株式	22,000

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,370円19銭
2. 1株当たり当期純利益	119円93銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,370,643	流動負債	5,617,046
現金及び預金	7,396,057	買掛金	303,121
売掛金	568,855	未払金	775,377
原材料及び貯蔵品	112,709	未払費用	906,468
前払費用	189,013	リース債務	1,118,458
繰延税金資産	172,672	未払法人税等	818,893
預け金	809,286	前受金	563,744
未収入金	134,587	賞与引当金	129,858
その他	18,460	その他	1,001,123
貸倒引当金	△31,000	固定負債	3,848,628
固定資産	15,533,564	退職給付引当金	963,427
有形固定資産	9,530,003	リース債務	1,083,976
建物	6,548,451	資産除去債務	1,690,512
工具、器具及び備品	789,567	その他	110,712
土地	73,577	負債合計	9,465,675
リース資産	2,103,736	純資産の部	
建設仮勘定	14,669	株主資本	15,438,533
無形固定資産	921,848	資本金	1,885,950
のれん	3,533	資本剰余金	2,055,449
ソフトウェア	918,107	資本準備金	2,055,449
その他	206	利益剰余金	11,773,286
投資その他の資産	5,081,713	利益準備金	24,750
関係会社株式	814,024	その他利益剰余金	11,748,536
長期貸付金	255,000	別途積立金	2,345,000
敷金及び保証金	3,393,807	繰越利益剰余金	9,403,536
繰延税金資産	838,930	自己株式	△276,152
その他	10,015	純資産合計	15,438,533
貸倒引当金	△230,063	負債・純資産合計	24,904,208
資産合計	24,904,208		

損 益 計 算 書

(自2018年3月1日
至2019年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		38,152,430
売 上 原 価		28,661,436
売 上 総 利 益		9,490,993
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,311,756
営 業 利 益		3,179,237
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,093	
受 取 家 賃	15,074	
受 取 手 数 料	5,276	
受 取 補 償 金	19,063	
雑 収 入	14,930	56,438
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,531	
店 舗 解 約 損	24,490	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,063	
雑 損 失	4,601	48,687
経 常 利 益		3,186,987
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	234,491	
減 損 損 失	378,522	613,013
税 引 前 当 期 純 利 益		2,573,974
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	729,000	
法 人 税 等 調 整 額	287,846	1,016,846
当 期 純 利 益		1,557,127

株主資本等変動計算書

(自2018年3月1日
至2019年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
2018年3月1日(残高)	1,885,950	2,055,449	24,750	2,345,000	8,695,620
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△849,211
当期純利益					1,557,127
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	707,915
2019年2月28日(残高)	1,885,950	2,055,449	24,750	2,345,000	9,403,536

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
2018年3月1日(残高)	△275,983	14,730,786	14,730,786
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△849,211	△849,211
当期純利益		1,557,127	1,557,127
自己株式の取得	△168	△168	△168
事業年度中の変動額合計	△168	707,746	707,746
2019年2月28日(残高)	△276,152	15,438,533	15,438,533

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

輸入材料 …………… 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

上記以外のたな卸資産

…………… 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括費用処理をしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,287,016千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
(1) 短期金銭債権	15,420千円
(2) 長期金銭債権	255,000千円
(3) 短期金銭債務	479,074千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業収益	6,397千円
(2) 営業費用	8,131,917千円
(3) 営業取引以外の取引高	7,354千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	201,482株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	79,885千円
未払事業税	77,798千円
賞与引当金	39,736千円
退職給付引当金	294,808千円
減損損失	325,347千円
関係会社株式評価損	56,274千円
減価償却超過額	52,722千円
資産除去債務	517,296千円
その他	76,340千円
繰延税金資産小計	1,520,211千円
評価性引当額	△256,406千円
合計	1,263,805千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△252,202千円
合計	△252,202千円

繰延税金資産の純額	1,011,602千円
-----------	-------------

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
子会社	株式会社 J V I S	直接88.6%	当社の写真 プリント加工	当社用製品の 購入(注1)	7,141,842	買掛金 未払金	303,121 132,283
	スタジオ アリスコリア・ カンパニー・ リミテッド	直接 100%	フランチャイジー	資金の援助 (注2)	—	長期貸付金 (注3)	255,000
				利息の受取	2,042	—	—

- (注) 1. 取引条件につきましては、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しております。
3. スタジオアリスコリア・カンパニー・リミテッドへの貸付金に対し、222,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において2,000千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 909円00銭
2. 1株当たり当期純利益 91円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月11日

株式会社スタジオアリス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スタジオアリスの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアリス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月11日

株式会社スタジオアリス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタジオアリスの2018年3月1日から2019年2月28日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月15日

株式会社スタジオアリス監査等委員会

常勤監査等委員 三宅 順二郎 ㊞

監査等委員 竹内 定夫 ㊞

監査等委員 雨宮 沙耶花 ㊞

(注) 監査等委員三宅順二郎、竹内定夫及び雨宮沙耶花は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、業績を勘案しながら、配当性向については親会社株主に帰属する当期純利益の33.3%を目標に、安定的な利益還元に努めることを基本方針とする一方、財務体質の安定強化と将来の成長につながる投資等に備えるための内部留保にも意を用いてまいります。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額849,208,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、2018年10月10日付で牧野俊介が代表取締役社長に就任し、新体制となりました。これを機に、さらに機動的な取締役会の運営が図れるよう取締役会の招集権者及び議長を取締役会長から取締役社長に変更したいと存じます。これに伴い、現行定款第23条を一部変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案においては同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、意思決定及び業務の迅速化・効率化を図るため、取締役の人数を1名減員し、6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社監査等委員会において、全ての取締役候補者について適任であると判断されました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<再任> もとむらまさつぐ 本村昌次 (1944年9月3日生)	1976年10月 株式会社日峰（現当社） 代表取締役社長 2009年3月 当社代表取締役会長 2017年3月 当社取締役会長（現任）	2,312,700株
	〔取締役候補者とした理由〕 創業者として会社の精神的な支柱であり、幅広い視野をもって経営判断を行い、こども写真館事業を大きく発展させるとともに、当社の事業の柱として確立させております。 これらの実績及び経営判断は引き続き当社の業績向上に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	<再任> まさのしゅんすけ 牧野俊介 (1962年9月28日生)	1985年4月 当社入社 1998年11月 当社執行役員 2002年3月 当社取締役 2005年3月 当社常務取締役 2008年1月 当社常務取締役商品本部長 2010年1月 当社専務取締役商品本部長 2013年1月 当社専務取締役営業本部長 2018年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2019年2月 当社代表取締役社長（現任） （スタジオアリスコリア・カンパニー・リミテッド代表取締役社長）	55,560株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社入社以来、長年に亘り技術部門において培った経験により当社の社業全般に精通するとともに、商品本部長、営業本部長を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。現在は、代表取締役社長として当社全般の陣頭指揮を執り活動しております。 これらの実績及び実績は引き続き当社の業績向上に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<p><再任> <small>むね おか なお ひこ</small> 宗 岡 直 彦 (1955年10月27日生)</p>	1979年4月 イズミヤ株式会社入社 1997年3月 同社社長室経営企画担当 2001年5月 当社入社 2005年4月 当社執行役員 2007年3月 当社取締役人事部長 2008年1月 当社取締役業務本部長兼人事部長 兼情報システム部長兼教育研修部長 2015年1月 当社常務取締役管理本部長兼人事 部長兼経営企画室長 2018年10月 当社専務取締役管理本部長兼管掌 役員営業企画室担当兼人事部長 2019年2月 当社専務取締役管理本部長兼人事 部長 (現任) (株式会社アリスキャリアサービス代表取締役 社長)	7,060株
	<p>[取締役候補者とした理由] 長年に亘り流通業界で営業・経営企画に携わった経験及び人事分野における専門的知識を活かし人事制度の構築・改革に寄与しております。特に管理分野において幅広い見識を有しており、現在は管理本部長として管理部門の陣頭指揮を執り活動しております。 これらの経験及び実績は引き続き当社の業績向上に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	<p><再任> <small>やま もと ひろ こ</small> 山 本 浩 子 (1959年12月2日生)</p>	1982年4月 当社入社 2002年3月 当社取締役 2005年3月 当社常務取締役 2006年2月 当社取締役兼株式会社MARIMO 代表取締役 2009年3月 当社取締役退任 2012年3月 当社取締役新規事業部長 2015年1月 当社取締役アカデミー本部長 2018年3月 当社取締役新規事業本部長 2018年10月 当社常務取締役新規事業本部長 2019年2月 当社常務取締役商品本部長 (現任)	26,560株
	<p>[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、長年に亘り衣装開発及び商品部門において培った経験により当社の社業全般に精通するとともに、店舗運営・接客に関する専門的知識を活かし従業員教育を行うアカデミー本部長、新規事業開発を行う新規事業本部長を歴任し、現在は商品本部長として商品部門の陣頭指揮を執っております。 これらの経験及び実績は引き続き当社の業績向上に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	<p><再任> <社外> たか はし とおる 高橋 通 (1951年11月24日生)</p>	<p>1975年4月 富士写真フイルム株式会社 (現富士フイルム株式会社) 入社 2007年6月 富士フイルム株式会社執行役員 記録メディア事業部長兼FUJIFILM Recording Media Manufacturing U. S. A., Inc. 社長 2011年6月 富士フイルム株式会社取締役常務 執行役員経営企画本部副本部長 2012年6月 富士フイルム株式会社取締役常務 執行役員 FUJIFILM Europe GmbH社長 兼FUJIFILM Europe B.V. 社長 2016年11月 富士フイルムホールディングス 株式会社取締役 富士フイルム株式会社取締役常務 執行役員イメージング事業部管掌 2018年5月 当社社外取締役(現任)</p>	100株
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 長年に亘る写真業界での国内外における幅広い経験及び蓄積されたノウハウは、引き続き当社の事業及び業績向上に寄与するものと考えます。また、企業経営者としての見識を有しており、客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p>			
6	<p><新任> <社外> いわ さき てつ や 岩崎 哲也 (1962年7月23日生)</p>	<p>1986年4月 富士写真フイルム株式会社 (現富士フイルム株式会社) 入社 2001年10月 Fuji Photo Film (Europe) GmbH (現FUJIFILM Europe GmbH) 課長 2009年8月 ZAOFUJIFILM-RU(現LLCFUJIFILM Rus)、 富士フイルムロシア現地法人) 社長 2014年8月 富士フイルムエレクトロニクスマテリア アルズ株式会社経営企画部長兼総務部長 2016年9月 FUJIFILM Electronics Materials (Europe) N.V. 社長兼富士フイルム エレクトロニクスマテリアルズ 株式会社経営企画部長兼総務部長 2017年6月 富士フイルム株式会社イメージ ング事業部長兼富士フイルムイメ ージングシステムズ株式会社非常勤 取締役兼N&Fテクノサービス株式 会社非常勤取締役(現任)</p>	—
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 長年に亘る写真業界での国内外における幅広い経験及び蓄積されたノウハウは、当社の事業及び業績向上に寄与するものと考えます。また、企業経営者としての見識を有しており、客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 上記所有する当社株式数については、当社基準日である2019年2月28日時点での所有株式数を記載しております。なお、本村昌次氏は、2019年3月15日付富士フィルム株式会社に対し、当社株式1,800,000株を売却しております。
2. 高橋通氏及び岩崎哲也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 高橋通氏は2017年6月29日まで当社の特定関係事業者である富士フィルム株式会社の業務執行取締役であり、また同年9月29日まで同社の参与でありました。同氏は2017年9月まで同社の業務執行者としての報酬等を受けております。
5. 岩崎哲也氏は、現在、当社の特定関係事業者である富士フィルム株式会社の業務執行者であり、これまで同社から業務執行者としての報酬等を受けており、今後受ける予定であります。
6. 富士フィルム株式会社は、当社と事業提携契約を締結する当社の特定関係事業者であります。
7. 富士フィルム株式会社は、2019年3月15日付当社発行済株式のうち3,445,000株、持株比率20.28%を有する第2位の大株主であり（持株比率は自己株式201,482株を控除して計算しております。）、また、当社は富士フィルムグループと商品売買等の取引がありますが、直近会計年度における取引額は双方グループの連結売上高の2%未満であり、高橋通氏及び岩崎哲也氏の独立性は確保されていると判断しております。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当社は高橋通氏と当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岩崎哲也氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とし、責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の三宅順二郎氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任された監査等委員の任期は三宅順二郎氏の任期の残存期間と同一とします。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

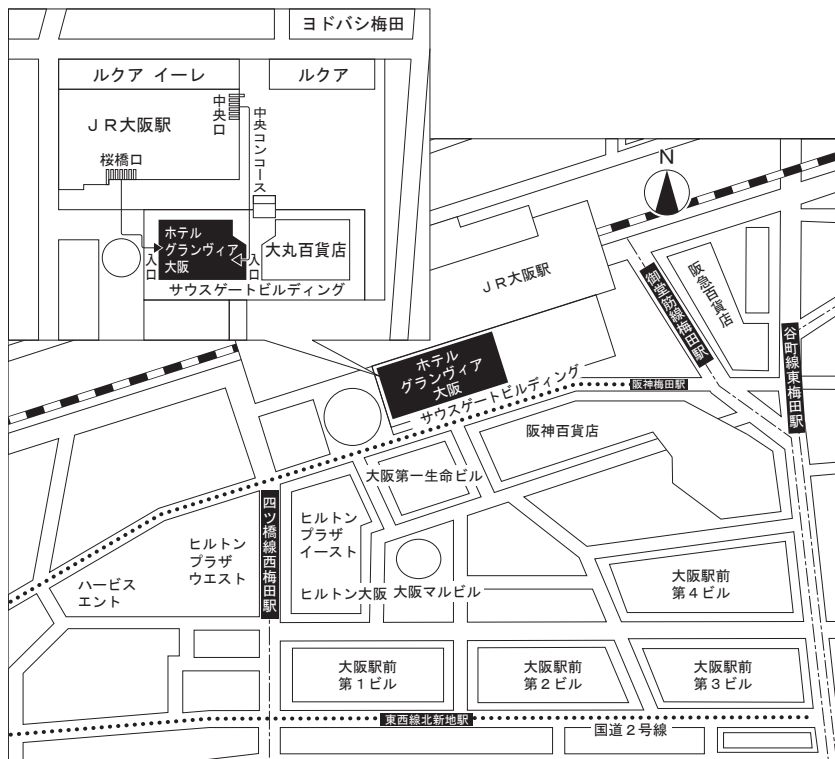
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
<新任> <社外> <独立役員> 坂下 晉 (1943年1月8日生)	1966年4月 株式会社ガ德里ウス商会入社 1995年1月 エービービー・ガ德里ウス株式会 社取締役 1995年9月 エービービー株式会社代表取締役 副社長 1999年8月 エービービーアルストムパワー株 式会社取締役 2001年10月 アルストム株式会社取締役 2019年4月 当社顧問(現任)	—
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 長年に亘る発電機器類の設計・製造・販売・輸出入における幅広い知識及び企業経営者としての経験を有しており、独立的・客観的な立場から経営者への進言ができる人材であることから、職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 上記所有する当社株式数については、当社基準日である2019年2月28日時点での所有株式数を記載しております。
2. 坂下晋氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坂下晋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。坂下晋氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とし、責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
5. 当社は、坂下晋氏が選任された場合は、新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪20階 名庭（なにわ）の間
電話 06-6344-1235



[交通のご案内]

ホテルグランヴィア大阪は、JR大阪駅構内とつながっております。
※駐車場等の用意はいたしておりませんので、お車や自転車でのご来場は
ご遠慮願います。